

緊急時被ばく状況における汚染した物の 搬出のためのガイドライン

○ 適用の範囲

このガイドラインは、緊急時被ばく状況において、汚染した物の搬出の可否の判断に適用する。

○ 判断規準

汚染した物から受ける被ばく線量が以下の線量規準を満足する場合、当該物を搬出することができる。

年実効線量 10 mSv 以下

なお、線量規準を満足する場合であっても、経済的および社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り被ばく線量を低減する措置を講じる必要がある。また、搬出先が国外となる場合、年実効線量 1 mSv を満足すべきである。